

皇學館大学精華寮寮規

皇學館大学

附則

- 1 この寮規は、令和2年3月26日から施行する。
- 2 令和2年10月14日一部改訂
- 3 令和4年4月1日一部改訂
- 4 令和5年4月1日一部改訂
- 5 令和5年11月1日一部改訂

○ 寮生心得

一 師友に対し敬愛の念を持ち、礼儀正しくする。

一 常に品位を損なわない端正な服装と頭髪及び真摯で素直な態度に留意する。

一 建学の精神に則った行事等に参加する。

一 学則及び寮規を厳守する。

※ 入寮者は、学則に基づき、心身ともに健康に過ごすことができる人に限る。

※ 寮風「上級生は兄の如く、下級生は弟の如く、相敬し・・・」(館友会雑誌第三号
明治三十四年十月刊)

※ 本寮は教育寮であり、建学の精神に則り学生相互の切磋琢磨によって健全な生活を営み、人格の陶冶を目的としたものであることから、規則マナー等を厳守することはもちろん神道の「清、明、正、直」の心を涵養するとともに先輩、同期、後輩等に対し常に相手の立場に立った思考(思いやりと心遣い等)にも留意する。

※ 寮生は、他の学生の良き見本となり、学生生活全般において、その意気を示す。

目 次

- 1 日課
- 2 起床
- 3 朝清掃
- 4 食事
- 5 入浴
- 6 自習
- 7 門限
- 8 消灯
- 9 居室の使用等
- 10 設備の使用等
- 11 防災
- 12 外出
- 13 外泊
- 14 来訪者応対（面会）
- 15 電話（携帯）
- 16 国旗掲揚（降納）
- 17 鍵の管理等
- 18 在寮適格性審査
- 19 3年生以上の在寮
- 20 その他守るべき事項
- 21 罰則

1 日課

起床	7:00 (休日を除く。)
洗面・清掃	7:00 ～ 7:20 (休日を除く。)
朝食	7:30 ～ 8:30 (休日を除く。)
昼食	11:30 ～ 13:30
夕食	16:30 ～ 22:00
入浴	16:30 ～ 22:30 シャワーは終日使用可
自習	20:00 ～ 22:30 (休日の前夜及び休日の晩を除く。)
門限	22:30
消灯	24:00

※ 5分前の精神で行動する。

※ 6:55 「起床5分前」の放送で、全員起床する。

※ 強化指定クラブに所属するものは、活動の都合上、寮規に定める日課の行動をとれない場合があることを認める。ただし、活動に影響がない場合は、この規則を遵守するものとする。

2 起床

起床5分前の放送で、起床する。

3 朝清掃

- ・毎朝、持ち場の清掃を実施する。
- ・毎朝、廊下や身の回りの清掃を実施する。

4 食事

- (1) 朝食の準備、片付けは、各自で行う。
- (2) 朝食については、班長の「いただきます。」で1拍手（礼手）後開始し、終了は各自で「ごちそうさま」1拍手（礼手）で終わる。
- (3) 昼食、夕食は時間を厳守する。
- (4) 食事中は、別に示す食事マナーを守る。

※ 傷病のため居室で食事をする者は、事前に寮監（管理人）の許可を得る。

5 入浴

- (1) 入浴マナー（湯船につかる前には体を洗う。湯船にはタオルを入れない。浴室から出る前には体を拭く等）を守る。
- (2) 時間を厳守する。

6 自習

- (1) 自習時間中は静粛を保つ。
- (2) 休日の前夜及び休日の晩には、自習時間を定めない。

7 門限

- (1) 門限時刻を厳守する。但しやむを得ない理由で遅延の可能性がある場合は、速やかに班長または寮監、管理人に状況を報告する。
- (2) 門限延長可能は、クラブ活動等（遠隔地での試合等）及び特殊事案（神事に関わる行事参加等）のみで、所定の「門限延長許可願（顧問教員の同意書添付）」を1日前までに寮監（管理人）に提出し許可を得る。

8 消灯

- (1) 「消灯」の放送で、居室の中央電灯を消す。
- (2) 消灯後は、他室訪問等他の迷惑（睡眠を害する。）となる一切の行為を禁止する。

9 居室の使用等

- (1) 無断で備え付けの家具を移動したり壁や家具に釘・鋏・ネジ等を打ちまたは糊着することを禁止する。
- (2) 室内は、常に整理・整頓し、清潔にしておく。
- (3) 貴重品保管の鍵の施錠及び保管は、各自責任を持って厳正に実施する。（金銭の保管は必要最小限）
- (4) 愛玩動物を飼うことを禁止する。（寮周辺に存在する猫等への餌やり行為を禁止する。）
- (5) 寮内では所定の上履を使用し、下駄、サンダルは禁止する。また、廊下、下駄箱の上等、共有の場に私物を置かない。
- (6) 寮監または管理人は、必要に応じて各居室を見て回る。

10 設備の使用等

- (1) 洗濯室・物干場・談話室・図書室は、規定の時間内で自由に使用できる。

- (2) 電気器具等の使用は、大学の認めたものに限る。(テレビ(22型以下、持ち込む場合は受信料自己負担、入寮後契約)、ミニコンポ〔50W以下〕、ノートパソコン、プリンター、ドライヤー、ポット、鉛筆削り、扇風機、髭剃り)
- (3) 図書室・パソコン室(インターネット)及び居室のLAN回線の使用に関しては、使用時間及びマナーを厳守するとともに、寮長が別に示す情報管理係の指示に従う。また居室のLAN回線の使用に関しては、限度をわきまえる。
- (4) 各設備等の使用時間

物干場、シャワー	: 終日
自習室、パソコン室 ピアノ(20:00以降は、ヘッドホン)	: 起床 ~ 23:15※
洗濯機・乾燥機	: 起床 ~ 23:15
図書室、談話室	: 起床 ~ 23:15
神殿	: 8:00 ~ 23:15

※23:15以降の使用については当日22:00迄に寮監または管理人の許可を得る。
- (5) 寮内(寮敷地を含む。)での集会は、寮監の許可を得る。
- (6) 諸設備が不良になった場合は、寮監または管理人に報告し、速やかに学生支援部学生担当(以下、学生担当)に届け出る。
- (7) 寮生は、各自の部屋、調度品、その他の設備を毀損した場合は、弁償責任を負わねばならない。
- (8) 寮監または管理人は、必要に応じて各施設を見て回る。

1 1 防災

- (1) 各居室の火災予防は、各自の責任とする。
- (2) 寮生は、建物全般の火災予防に留意する。
- (3) 建物内に引火性物質を持ち込んで서는ならない。
- (4) 特別に認められた場合を除き、寮敷地内及び周辺での火気の使用(花火、焚き火、喫煙等)を禁止する。
- (5) 消火器の使用訓練及び緊急避難訓練(防災訓練)を適時実施する。
- (6) 火災及び地震等の発生時における対応は、別紙第1に示す。

1 2 外出

- (1) 外出の際は、事前に同室者に伝えるとともに部屋を施錠し、金品・貴重品の管理を徹底する。
- (2) 外出時、プレートのかけ替えを確実に実施する。
- (3) 早朝外出(5:00以降)は、前日の22:30迄に寮監または管理人に申し出て、許可を得た後に、班長に連絡する。
 ※強化指定クラブに所属するものは、クラブの代表者がまとめて申し出をする。
- (4) 外出中は、寮生として自覚ある行動に留意する。
- (5) やむを得ない理由で門限遅延の可能性がある場合は、速やかに班長に、班長は寮監または管理人に状況を報告する。

1 3 外泊

- (1) 外泊の際は、「外泊許可願」を外泊2日前までに、寮監または管理人に提出し許可を得て、「外泊許可証」を受け取り、班長に連絡する。
- (2) 前日までに、班長室前のボードに必要事項を記入する。

- (3) 出発時、プレートのかけ替えを確実に実施する。
- (4) 帰寮時は、「外泊許可証」を、管理室の所定の入れ物に返した後、班長に連絡する。
- (5) 外泊日時を変更する場合は、寮監または管理人の許可を得る。
- (6) 伊勢市内での外泊は、親族（祖父母、父母）との他は禁止する。
- (7) 移動交通手段は、交通事故防止(安全確保)の観点から、原則、公共交通機関（電車、汽車等）とする。
なお、車での移動は、保護者等親族の運転とし、その場合は出発（帰寮）時運転者が管理室に、その旨申し出るものとする。
- (8) 伊勢市内外泊防止の観点から、帰寮時、使用公共交通機関（電車、汽車等）の使用切符等（2日以内は片道、3日以上は往復）、移動を証明するものを寮監または管理人に提出する。（虚偽申告の防止）
- (9) 許可なしに外泊した場合、学生寮規程に基づき、処分する。

1 4 来訪者応対（面会）

- (1) 来訪者が寮内に立ち入る場合は、関係寮生立会いの下、来訪者名簿に必要事項を記入する。
 - (2) 来訪者にはロビーまたは応接室で面会し、居室には入室させない。但し、寮監または管理人の許可があれば、父母等親族はその限りではない。
 - (3) 面会時間は8：30から20：00とする。
- ※ 来訪者への応対は、失礼のないよう誠実な応対に留意する。

1 5 電話（携帯）

- (1) 電話の使用可能場所は、自室及び談話室のみとする。
- (2) 寮内（自室及び談話室を除く）においては常時マナーモードとする。

1 6 国旗掲揚（降納）

- (1) 国旗掲揚（降納）時は、起立（不動の姿勢）及び脱帽し敬意を表す。
- (2) 降雨時及び強風時は、掲揚しない。
- (3) 弔意を表す場合は、「半旗」とするため、全揚後、おおよそ旗の縦幅を降ろす。

1 7 部屋の鍵の管理等

- (1) 外出する際は、居室の鍵を施錠し盗難防止に備える。
- (2) 盗難の恐れがあると認めた場合は、速やかに寮監または管理人に報告する。
- (3) 盗難事案発生の責任は、自己責任とする。
- (4) 鍵の管理（保管）については、亡失しないように十分留意する。なお、亡失した場合は、弁償責任（約二万円）を負わねばならない。
- (5) 夏・冬休暇時及2月の閉寮時には、一旦管理室に鍵を返却する。

1 8 在寮適格性審査

- (1) 真の健全かつ実効性のある教育寮を維持するために、2年時の在寮に関し1年生の模範となる2年生を選考する。
- (2) 審査項目は、人間性に関する項目（礼儀正しさ、規範意識、素直さ、協調性及び嘘をつかない）及び授業の出席状況の二項目で、対象期間は5月から12月迄とし、寮監・管理人、班長が厳正公正に審査し、在寮不適者を寮運営部会に報告、承認を得る。

- (3) 在寮不適となった場合は1年間寮時退寮しなければならない。(保護者には大学から文書で通知する。)

19 3年次以上の在寮

- (1) 寮監が在寮継続者として相応しいと認めたものを希望者の中から選考し、学生寮運営部会の議を経て、若干名を在寮させることがある。
- (2) 二人部屋を基本(空き部屋がある場合はこの限りではない。)とし、全てに寮規を適用する。なお4年次の在寮については、3年次の状況をもって判断する。

20 その他守るべき事項

- (1) 大学及び寮の諸行事等(月例参拝を含む。)に参加するとともに相互に協力する。
- (2) 寮内外全て禁煙であり、また居室で香をたく等一切の火気使用行為を厳禁する。
- (3) 寮内へのアルコール類の持込禁止及び飲酒に起因するトラブルを起こしてはならない。また寮内(寮敷地を含む)での飲酒は厳禁する。更には寮内外を問わず未成年者の飲酒を厳禁するとともに未成年者に飲酒させることも厳禁する。
- (4) 華やかな髪や服装を慎み、寮生として品位を損なわない端正な身だしなみを心掛ける。
- (5) 寮内において寄付・募金または印刷物の配布・文書の掲示をする場合には、事前に寮監の許可を得る。
- (6) インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症については、予防接種等の予防措置を講ずる。また、伝染病、その他発病の兆候のある場合は、速やかに寮監または管理人に報告する。
- (7) 廊下・階段における歩行及び夜間における談話室等の戸の開閉について、静粛にする。
- (8) 談話室における清涼飲料水等の空き缶等ゴミ処理は、各自確実にする。(放置禁止)また、持込禁止機材(たこ焼き機、ホットプレート等電気調理機)を使用した行為を厳禁する。
なお使用マナー(故意による壁、襖の破損等)及び後始末が悪い場合は、談話室の使用を禁止する。
- (9) 飲酒の際は、前日までに班長に伝えるとともに外出時、飲酒プレートを掛ける。飲酒中は、他の迷惑にならないことはもちろん、代表者、上級生更には同期で、絶対に酩酊者を出さないよう注意する。帰寮時、班長に「異常の有無」を報告する。なお、トラブル等発生時は、代表者等が、速やかに寮監及び班長に報告する。また酒癖が悪い等飲酒態度の悪い場合は、以後飲酒禁止等とするとともに一気飲み等異常な飲酒は厳禁する。また春学期(4月~6月)、1年生(20歳以上)のみでの飲酒は、2年生(20歳以上)が同行する。一方、未成年者は法律を遵守(禁酒)する。
- (10) クラブ、同好会等の懇談会は、前日までに、代表者が、寮監または管理人、班長に報告するとともに帰寮時、「異常の有無」を報告等する。なお、酩酊者等を出した場合は、そのグループの共同責任とし、許可あるまで禁酒とする。また、上級生による飲酒の強要行為があった場合は、寮監に報告する。
- (11) 自転車、原付バイク(50cc以下のもの)、自動二輪等(50ccを超えるバイク等)を使用(乗り入れ)する場合は、寮監の使用許可(乗り入れ手続き)を得て、所定の位置に置く。
- (12) 自動車の伊勢市内への持ち込み及び周辺地域への駐車は禁止する。
- (13) クラブ・同好会活動の移動について、交通事故防止(安全確保)の観点から、原則、自動車(自家用等)の同乗を禁止する。但し、事前に、大学が定める「学外活動自動車同乗許可願」を寮監に提出し許可された場合は、この限りではない。
- (14) 遊興等を目的とする自動車(レンタカー・友人車両を含む)の使用及び友人車両への同乗については、原則、禁止とする。但し、事前に、別に示す保護者からの同意書を寮監に提出し許可された場合は、この限りではない。
- (15) 寮生は、パチンコ、スロットの遊技(施設の出入りを含む)及び競馬等(賭け事)を厳禁する。
- (16) 居室以外で出たゴミは、各自自室に持ち帰り処置する。(ロビー奥の清涼飲料水を除く。)
- (17) 落とし物は、寮監または管理人が管理・保管する。

- (18) 居室でのテレビの使用については、相部屋住人に配慮し、イヤホン等を使用する。
- (19) テレビ設置者は、受信料（NHK）を払わなければならない。
- (20) アルバイトを行う場合には、勉学・寮生活の妨げにならないようにする。なお、アルバイトによる門限延長は認めない。
- (21) 挨拶は、笑顔で元気よく行き、寮生間は勿論、大学では、教職員等にも積極的に行う。
- (22) 常に正直であり、絶対にうそをついてはならない。
- (23) 班長の指示に従う。
- (24) 班長等による指示は、寮規及び寮監が別に示す「躰及びマナーに関する事項」に限る。
- (25) その他必要事項については、寮監の指示等でその都度示す。

2 1 罰則

学生寮規程第10条の罰則（退寮・謹慎・戒告）は、主として次の行為があった場合に適用する。

- (1) 寮主任、寮監、管理人、アドバイザー及び寮顧問の指導や指示に従わなかった場合、退寮処分の対象とする。
- (2) 壁への落書き及び故意に壁、器物及び備品等を破損、亡失した場合
- (3) 図書室から無断で図書を持ち出した場合及びパソコンの使用ルール（寮監指示）等に違反した場合
- (4) 寮内外で喫煙した場合、居室等でライター、タバコの空箱、吸殻を発見した場合、臭気のある場合
- (5) 飲酒に起因するトラブルを起した場合及び寮内（寮敷地を含む。）で飲酒した場合、更には寮内外を問わず未成年者が飲酒した場合並びに未成年者に飲酒させた場合
- (6) 自動車を伊勢市内に乗り入れた（持ち込んだ）場合
- (7) 自習時間及び消灯後、特に喧噪甚だしい場合
- (8) 賭け事をした場合（退寮処分の対象とする。）
- (9) 異性を居室に入室させた場合（親族を除く）理由の如何に拘わらず処分の対象とする。（学生委員会学則で処分）、また寮外生を入室させた場合
- (10) 女子寮敷地内に立ち入った場合は処分の対象とする。但し寮監・管理人の認めた場合及び緊急避難時を除く。（学生委員会学則で処分）
- (11) 許可なく（無断）門限時刻に遅れた場合及び外泊した場合並びに門限後脱寮した場合
- (12) 合鍵を所有していた場合
- (13) 寮敷地及び周辺に自動車等を駐車した場合
- (14) 学生寮内規及び寮監が定めた規則（寮規）等を遵守しなかった場合
- (15) その他寮生としての名誉を汚す行為（窃盗、器物損壊、暴行等の犯罪行為及びいじめを含む。）等があった場合

なお、罰則事案が発生した場合は、速やかに大学へ報告するとともに犯罪行為が生じた場合は、厳正に対応（大学への報告、関係官署〔警察〕への通報及び家族への連絡）する。

2 2 その他

- (1) 体調不良時は、速やかに班長、寮監または管理人に報告し、早期受診に努める。なお、持病（特異体質を含む。）がある場合は、事前に寮監または管理人に報告する。
- (2) 寮規に対する違反行為を見かけた場合、または再三の注意、指導（忠告等）にもかかわらず従わない場合は、躊躇することなく班長、寮監または管理人に報告する。
- (3) 寮監は、適時、寮生（各個人）の生活の態度（良い点、悪い点）を大学に報告する。
- (4) 寮監は、適時、寮生家族宛に家庭通信を実施する。

- (5) 寮監が休みの時は、管理人（寮生の管理監督の補助：巡回）がそれぞれの業務を代行する。
- (6) 寮内における盗難・紛失等に関しては、大学、寮監、管理人はその一切の責任を負わない。

別紙第 1

○ 火災発生時の対応要領（居室等屋内）

- (1) 火災を発見した者は、大声で「〇〇号室火災」を連呼し付近の者に知らせるとともに初期消火に当たる。
- (2) 付近の者 1 名は、速やかに管理室に向かい、火災報知機を作動させるとともに放送で「〇〇号室火災」を周知し、寮監または管理人に報告する。なお、発見者しか存在しない場合は、発見者が実施する。一方、管理室で火災を検知した場合は、寮監または管理人等は放送で火災区画を伝え、発生場所の極限及び初期消火を指示する。
- (3) 在寮者は、付近の消火器等で初期消火にあたる。初期消火は、当初対応可能な者（可能な限り多く。）で対応するとともにそれ以外のものは避難経路に従い屋外に避難する。
- (4) 寮監（管理人）若しくは 2 年生等相応しい者 1 名が適宜、初期消火の指揮を執る。
- (5) 初期消火員は、消火器等あらゆる手段を講じて初期消火及び当該居室の人員の有無を確認する。（在室者の有無及び怪我の有無等を確認し、必要時は所要の処置をとる。）
なお、余裕のある場合は、可燃物の搬出に当たる。
- (6) 寮監または管理人は、消防署に通報するとともに大学（学生担当）に報告する。
- (7) 寮監または管理人は、初期消火が困難と判断した場合は、初期消火員に「初期消火失敗」を指示し、初期消火員を速やかに現場から退避させるとともに、退避時、自ら入室区画の人員の有無を再度確認した後、現場から退避する。
- (8) 班長は、開門及び消火栓の確認誘導等、消防車による消化活動に備える。
- (9) 班長または 2 年生等は、各班毎在室者の有無を確認し、在室者を寮敷地に誘導する。
- (10) 各班毎、寮敷地に整列し、点呼（人員の正確な把握）を実施し、寮監または管理人に報告する。寮監または管理人は大学（学生担当）に人員数及び異常の有無及び火災の状況等を報告する。

○ 地震発生時の対応要領（居室等屋内）

- (1) 地震が発生したら、各自テーブル等の下に入り（特に頭部を守る。）、先ず自らの身の安全を確保する。
なお、その際、必ずスリッパ等の履物を着用し、足の防護を図る。
- (2) ドアまたは窓を開け出口（非常脱出口）を確保する。
- (3) 揺れが収まると火災予防措置を取り（必要により。）、落下物に注意しつつ最適な方法で、各自屋外（寮敷地）に避難する。
なお、その際は、極力声を掛け合い、他の居室の人員及び異常の有無を確認し、必要時は、負傷者等の救助作業にあたる。
- (4) 班長及び 2 年生（複数）は、居室等の残留者の有無を確認し屋外に誘導する。
- (5) 火災が発生している場合は、採り得る最適手段で、寮内に周知（放送等）するとともに消防署に通報、大学（学生担当）に報告する。また、対応可能な寮生は、寮監等または班長の指揮を受け、初期消火にあたる。
- (6) 班長若しくは 2 年生は、各班毎、班の人員数（特に、欠員）及び異常の有無（安否）を確認し、寮監または管理人に報告する。寮監または管理人は、人員数及び異常の有無、被害の状況等を大学（学生担当）に報告する。

罰則基準

速やかに正直に申し出た場合（翌日迄に）はこの限りではない。

但し寮長が平素真面目と判断する初回者のみに限る。

事 案	罰則の内容
寮長等の指導不服従（特にうそ及び厳禁行為）	退寮
壁等の破損（寮備品及び業者物品）	弁償及び謹慎若しくは退寮
凶書の無断持ち出し・インターネット不正使用	弁償及び謹慎若しくは退寮
喫煙	退寮
飲酒(未成年者)及び寮内飲酒	退寮
賭け事／寮外生入室	退寮／謹慎
門限遅延／無断外泊・居室の合鍵の無断作製・所有	謹慎／退寮
脱寮・伊勢市内外泊 自動車に関する規定違反 自動車の伊勢市内乗り入れ	退寮
異性入室・女子寮敷地内への立ち入り	退寮及び学則に基づく処分
パチンコ、スロットの遊戯行為(施設への立ち入り)	退寮
名誉毀損（いじめ等）	退寮若しくは謹慎
犯罪行為（窃盗、暴行〔恐喝等を含む〕等）	退寮及び学則に基づく処分
犯罪行為（器物損壊等）	退寮及び学則に基づく処分

（注）退寮若しくは謹慎の判断基準は内容若しくは回数による。

（注）目撃証言に対し本人が認めない場合（虚言等）は、綿密な調査を行った上で証言を優先する。

処分に対する具体的な対応

- 1 退寮：処分申渡し日から5日以内に退寮する。
- 2 謹慎：期間中、授業出席以外の全ての行動を制限（外出、外泊、クラブ活動、アルバイトの禁止）するとともに各種清掃活動並びに反省文等を作成する。
- 3 戒告：嚴重注意の申渡し。